

## 佐倉・四街道・八街・富里・酒々井地区地域協議会 設置要綱

### (目 的)

第 1 条 県立高校改革推進プランを踏まえ、地域における今後の学校の在り方などについて意見を聴くため、地域協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

なお、協議会は、佐倉・四街道・八街・富里・酒々井地区における今後の学校の在り方などについての意見聴取を目的とするものであることから、地方自治法第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、法律又は条例により設置された附属機関ではない。

### (構 成)

第 2 条 協議会は委員 15 名程度で組織する。

2 委員は、原則として以下に掲げる者とする。

(1) 学識経験者

(2) 地域関係者

(3) 私学関係者

(4) 教育関係者

(5) その他千葉県教育委員会教育長（以下、「教育長」という。）が必要と認めた者

3 委員の任期は、令和 8 年 3 月 31 日までとする。

### (運 営)

第 3 条 協議会は、必要に応じて教育長が招集する。

2 協議会の運営は、千葉県教育庁企画管理部教育政策課（以下、「教育政策課」という。）が行う。

### (その他)

第 4 条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、教育政策課が別に定める。

### 附 則

この要綱は、令和 7 年 12 月 9 日から施行する。